

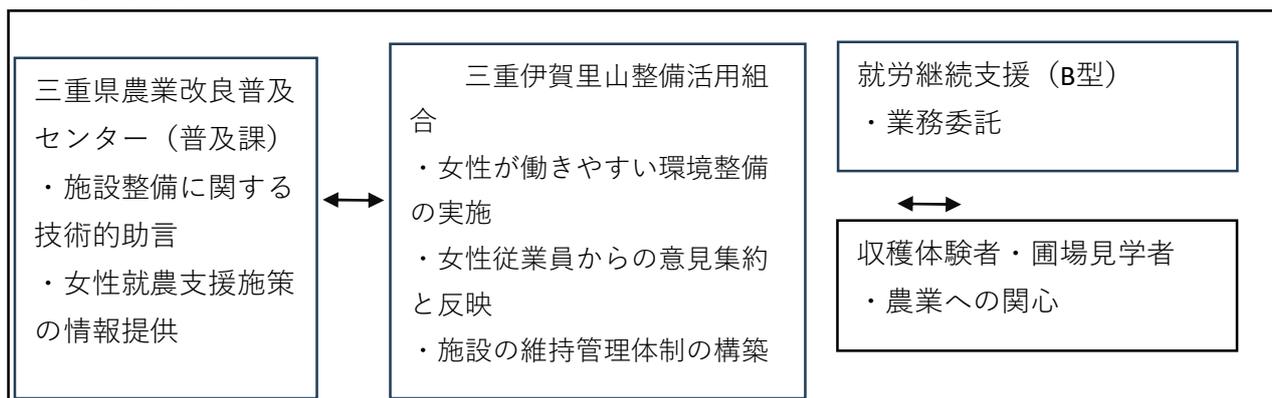
令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性が働きやすい環境の整備支援) 計画書

1 地域取組主体の概要

名称	農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	
所在地	三重県名張市青蓮寺2771番地2	
代表者	更井 順哉	
主な組織の事業内容(注)	<p>当法人は農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合として、地域内の農地を活用し、米・野菜・果実などを中心に多品目の農産物をハウス施設及び、露地栽培で生産・出荷・加工を行っている。現在は組合員及び地域の方を含む体制で経営を、行っており、その中に女性従業員も在籍している。</p> <p>また、一般消費者向けに収穫体験を行っており、特に女性や子育て世代の参加も多く、地域交流や農業理解の促進にも寄与している。</p> <p>今後は女性の雇用拡大や就農希望者の受け入れにも取り組んでいく方針であり、そのための労働環境整備が重要な課題となっている。本事業を活用し、女性が安心して働ける環境を整備することで、地域農業の持続的な発展と活性化につなげていきたいと考えている。</p>	女性農業者の 人数：5名

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題（注）

【地域の女性農業者の課題】

伊賀地域では、農業に従事する女性の多くが家族経営や高齢世代に属しており、農作業と家事・介護等の負担を日常的に両立している状況にある。

農業の担い手不足が深刻化する中で、女性の役割はますます重要になっているものの、農作業環境や設備は依然として男性中心に整備されている例が多く女性にとって十分に整っていない。

特に農地周辺にはトイレ等の基本的な衛生設備が整っておらず、女性が安心して長時間作業することが難しい。また、パートタイムで就農する女性も増えているが、環境面の整備不足が理由で継続的な従事を断念するケースもある。

こうした現状を改善し、地域の女性農業者がより主体かつ継続的に農業に関わり、活躍できるよう、作業環境の物理的整備が必要不可欠である。

【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】

本法人が管理する農地及び作業場には、これまでトイレ等の衛生設備が整備されておらず、特に女性従業員にとっては長時間作業を行う上で、心理的・身体的負担が大きい環境となっている。

農業体験や収穫体験なども定期的実施しているが、参加者（特に女性や、小さなお子様連れの保護者）からは「トイレが無い事による不安や不便さ」が毎回のように指摘されており、安心して参加できる環境整備が求められている。

また、地域の就労継続支援B型事業所と連携し、障がいのある方々とともに農作業を行っており、今後さらに連携を深めていく方針である。特に女性障がい者の方にとっては、性別に配慮された安全で清潔なトイレ環境が不可欠であり、男女別の設備整備は喫緊の課題となっている。

こうした現状を踏まえ、本事業を活用して誰もが安心して利用できる男女別トイレを初めて整備することで、女性従業員の就労継続支援や農業体験の受け入れ体制強化、さらには女性障がい者を含む多様な立場の人々の農業参加の促進を図る。農業を通じた地域福祉と連携・共生の場づくりに向けた、重要な環境整備である。

【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

本法人が位置する地域では、高齢化や担い手不足が進行する中で、農業に新たに関わる女性の役割が期待されている。しかし、実際には女性が農業に参入し、継続的に従事・活躍していくためには多くの課題が存在している。

特に農業現場の労働環境や設備が依然として男性基準で整えられていることが多く、トイレや休憩施設の不備など、日常的な作業にある「小さな不便」が、女性の就農意識や継続性を妨げる要因となっている。

加えて、農業体験などを通じて「農に関わる」第一歩を踏み出した女性も、環境の未整備による不安から次のステップに進むことができず、呼び込みや定着には至らない事例も少なくない。

また、障がい者支援施設と連携した取り組みの中では、女性障がい者が農作業に参加する際にも、性別や身体的配慮に基づいた環境が整っていない事が、活動の継続や安心感の確保に大きく影響している。

女性が農業に対して前向きに関われるようになるためには、こうした「不安を取り除くための基盤整備」が不可欠であり、その第一歩として、誰にとっても使いやすく、安心できるトイレなどの衛生環境の整備が重要である。

（注）（2）の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画(注1)

確保する施設等の区分	①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他				
区分番号(注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性農業者(注3)の人数	備考
②男女別トイレ	R7.10~	イチジクハウス横	2	5	
計			2	5	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者(結婚を機に就農された者を含む。)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事の人とする。農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画

時期	計画策定(見直し)に向けた取組内容	備考
令和7年4月~	・自社の現状の把握	
5月~	・課題設定	
6月~	・働きやすい環境整備に向けた社内検討会	
7月~	・行動計画の策定	
11月	・組織内へ周知	
11月	・社内にて掲示	
11~12月	・行動計画を三重労働局 雇用環境・均等室へ届出	

(注1) 計画策定(見直し)に向けた取組の内容欄には、計画策定(既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。)に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

(注2) 実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

時期	取組内容	備考
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSを通じて農作業の様子や農業の魅力、商品紹介など週2回以上 ・ 働きやすい環境整備に向けた社内検討会を月1回開催し意見交換 ・ 日頃より、地域農業者とコミュニケーションを図り、意見・情報交換 ・ 収穫体験を通し、農業の理解促進や地域農業への興味喚起につなげる 	
通年		
随時		
7～11月		

（注）女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容（例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など）を記載すること。

4 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）	2人
（女性農業者の新規確保人数の内訳）	
自営農業就	雇用就農者
	アルバイト等
	2人

（注）事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。